

「もしも」のときに、「あなたのために。」

医薬品

副作用被害 救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品は、適正に使用していてもなお、副作用を完全に防ぐことは困難です。

胃のむかつきや眠気などの軽い症状で済む場合もあれば、

まれに入院が必要になるほどの重篤な副作用もあります。

このように入院治療が必要になるなどの重篤な健康被害が発生した場合には、
救済給付を行う公的な制度があります。

詳しくは **副作用 救済** または **PMDA** で **検索**

どんな制度？もっと詳しく
知りたい場合は？

請求したいのですが？

医療費のほかに種類は？
金額や請求期限は？

請求しても救済の対象にならない
ことがあるって聞いたのですが？



医薬品を適正に使用したにもかかわらず生じた副作用により、入院治療が必要になるなどの重篤な健康被害を受けた方の迅速な救済を図るため、医療費等を支給する制度です。詳しくはHP、フリーダイヤルをご利用ください。

健康被害を受けたご本人／遺族が直接PMDAに請求書を送ります。請求には医師の診断書などが必要ですので、まずはご相談ください。なお、厚生労働大臣の判定結果をもとに支給の可否を決定します。

医療費のほかに、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料があります。種類によって金額や請求期限が異なりますので、まずはHP、フリーダイヤルをご利用ください。

入院治療を要する場合でなかつたり、薬を正しく使っていないなど、請求しても救済の対象にならない場合があります。また、抗がん剤、免疫抑制剤などの一部に対象除外医薬品があります。

救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

救済制度相談窓口

0120-149-931

電話受付時間：[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp